

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹¹⁵〕所得税関係

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

Q：平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われたそうですが、内容を教えてください。

A：誰もが活躍できる「働き方改革」のもと、働き方が様々な面で多様化しているなか、配偶者も、就業を調整することなく働ける仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されました。

(1)内 容

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1,000万円（給与収入1,220万円）を適用上限額とする仕組みです。

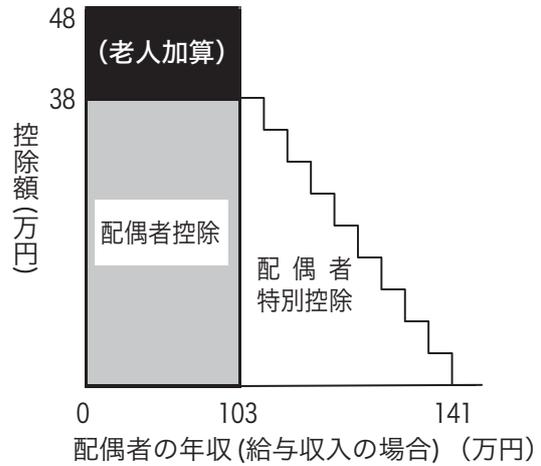
配偶者特別控除においては、配偶者の合計所得の適用範囲が、現行の38万円超76万円未満（給与収入103万円超141万円未満）から38万円超123万円以下（給与収入103万円超201万円以下）に見直されます。

（単位：万円）

	配偶者の給与収入	本人の給与収入（合計所得金額）				
		1,120万円 (900万円) 以下	1,170万円 (950万円) 以下	1,220万円 (1,000万円) 以下	1,220万円 (1,000万円) 超	
配偶者控除	配偶者 控除対象	38	26	13	納税者本人の所得制限に より適用なし	
	103万円以下	48	32	16		
配偶者特別控除	150万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限によ り適用なし	
	155万円以下	36	24	12		
	160万円以下	31	21	11		
	167万円以下	26	18	9		
	175万円以下	21	14	7		
	183万円以下	16	11	6		
	190万円以下	11	8	4		
	197万円以下	6	4	2		
	201万円以下	3	2	1		
	201万円超	配偶者の給与収入が適用上限額を超えているため適用なし				

〔改正前〕

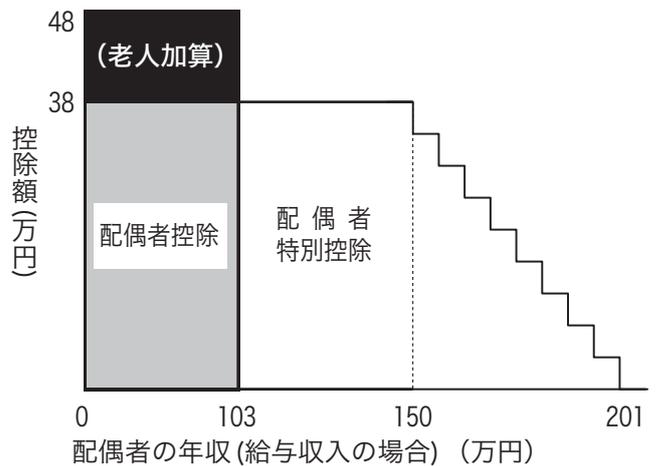
配偶者特別控除について納税者本人の所得制限あり



〔改正後〕

配偶者控除及び配偶者特別控除について納税者本人の所得制限あり

（図は納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合）



(2)適用時期

この改正は、平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されます。

（税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）